

仕 様 書

西京区役所地域力推進室総務・防災担当

(担当 矢野、太田 電話381-7157)

委託名	西京区総合庁舎東庁舎自動扉保守点検業務委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	別添「西京区総合庁舎東庁舎自動扉保守点検業務委託仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、西京区役所地域力推進室総務・防災担当の指示に従ってください。

西京区総合庁舎東庁舎自動扉保守点検業務仕様書

この仕様書においては、京都市西京区役所を「甲」といい、受託業者を「乙」という。

1 総則

- (1) 乙は、京都市契約事務規則及び関係法規を遵守し、京都市西京区総合庁舎東庁舎の自動扉保守点検業務を完全に実施すること。
- (2) 甲は、京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム（KYOMS）実施事業所のため、乙は、甲が行うKYOMSに係る各種取組に積極的に協力すること。また、当該業務に従事する者に、甲の環境方針、取組事項等を周知すること。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 対象機器（概要）

西京区総合庁舎東庁舎に設置された自動扉開閉装置一式

- ・日本自動ドア株式会社 JA-150D(両開き)型 2台（区役所北側出入口）
- ・昭和建産株式会社 Smillion ドア中量Mタイプ片引き内蔵M-330SR(CAN)
2台（区役所西側出入口）

4 実施基準

(1) 定期点検

ア 乙は、保守点検対象機器を常に正常な状態に維持するため、3箇月に1回以上（5月・8月・11月・2月、その他）、外観点検及び動作確認作業を行うこと。

イ 契約期間中に不測の事故・障害などが発生し、甲より連絡のあった場合、乙は速やかに技術員を派遣し、点検・修理を行うものとする。

5 実施内容

(1) 外観点検の内容

- ア ドアの外観点検
- イ ドアのガイドレール内の石や障害物の除去
- ウ ドア、センサやその他関連部に傷や損傷が無いか

(2) 動作確認の内容

- ア ドアの開閉は正常に作動するか(途中で止まる、滑らかに開閉しない等無いか)
- イ ドアの当たり、擦れの点検及び調整
- ウ 機器の清掃、注油及び一般調整
- エ その他、保守上必要となる点検及び調整

6 連絡及び報告

- (1) 乙は、点検作業（緊急時対応を除く。）の実施 2週間前までに、実施日時を連絡し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合であっても、甲が変更を求めた場合は、それに従うこと。
- (2) 乙は、点検日当日の作業開始前及び終了後に、その旨を甲に連絡すること。
- (3) 乙は、点検作業（緊急時対応を含む。）の実施後 2週間以内に、報告書を提出し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、甲が実施内容に不備があると判断した場合は、甲の指示に従い、改善を図ること。
- (4) 乙は、甲の指示に従い、隨時、甲の要請する報告書及び不良箇所に係る見積書を提出すること。

7 負担区分

- (1) 乙の負担する範囲
ア 保守点検業務に必要な機器類等
イ 保守点検業務に係る消耗部品（ヒューズ、潤滑油等）
ウ 故障時等の技術員派遣に要する費用
ただし、深夜（午後 11 時から午前 5 時 30 分）及び休日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日）の派遣は除く。
エ その他、保守点検業務に必要な一切の経費
- (2) 甲の負担する範囲
ア 保守点検以外の次の装置部品の取替に要する費用（エンジン、コントローラ、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等）
イ 故障時等の部品取替に要する費用（乙が負担すべきものを除く）
ウ 天災等による故障及び甲の取扱上の責に帰する故障を整備点検する場合の費用

8 その他留意事項

- (1) 乙は、当該業務中、その旨の表示を行うとともに、必要に応じて自動扉を停止する等、安全の確保を図り、事故の防止に努めること。
- (2) 乙は、当該業務の実施に際し、甲の執務に支障を及ぼすことがないよう、留意すること。

9 支払方法

- 委託料は、年度末において、乙の請求に基づき支払う。
なお、「6連絡及び報告」の「(3)」の報告書を提出し、甲の承認が得られない場合、甲は支払を留保することがある。

10 契約の解除

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。
ア 執務室移転等により、当該設備を保守点検する必要がなくなったとき。

- イ その他契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- (2) 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、保守点検を実施した月までの金額を支払うものとする。